

3 布告・布達類

一 太政官日誌

一 大学東校へ売薬取締りについでの達

明治三年十二月七日

大学

売薬取締之儀自今東校所轄被仰付候事

二 売薬取締規則についでの布達

明治三年十二月二十三日

売薬取締規則

一 売薬類自今大学東校ニ於テ名実功否検査ノ上免状ヲ与

へ売鬻ヲ許スベキ事

一 従来売薬ニ 勅許御免等ノ字ヲ用ヒ又ハ神仏夢想家伝

秘法抔ノ称ヲ用ヒ候儀自今一切禁止ノ事

一 新規売薬発行致シ度者ハ薬方功能定価目方何程ニ付等明細相記

シ東校へ願出免状ヲ受ベキ事

一 拔羣有益ノ薬方又ハ製薬類新ニ發明スル者ハ七ケ年ノ

間当人ノ専売ヲ許シ發明ノ賞トス七ケ年ノ後ハ其薬方

ヲ明細ニ記シ諸国一般ニ布告シ広ク発行スルヲ許スベ

キ事

一 諸売薬々品原価巨細ニ相糺シ東校ニ於テ相当ノ定価ヲ

極メ免状へ記シ相渡候条定価ノ外聊タリトモ増価ノ儀

堅ク禁止ノ事

三 売薬取締りについでの布告

〔明治三年〕

○十二月廿三日 申甲

御布告写

今般売薬取締之儀大学東校所轄ニ被仰付別冊之通規則被相定候条府藩県ニ於テ管内売薬之者共へ相達取締可致且從來之売薬々方書并ニ功能用法定価等詳細相記シ東校へ可差出事

四 大学東校の売薬取締り廃止についての布告

○^{〔明治五年〕}壬申七月十七日

御布告書写

庚午十二月中売薬ノ儀ハ大学東校ニ於テ致取締候様相達置候処御詮議ノ次第有之自今御廃止相成候条此旨可相心得事

五 文部省で薬剂検査実施についての布告

^{〔明治六年十二月二十七日〕}
(第四百二十九号 布告)

売薬取締ノ儀明治五年壬申七月第二百二号布告ヲ以廃止候処今般更ニ文部省ニ於テ致検査候条薬味分量及用法功

能等取調製剤相添管轄庁ヲ経テ同省へ可伺出此旨布告候事

明治十五年十月二十八日

六 売薬印紙税規則についての布告

○太政官第五拾号

売薬印紙税規則左ノ通相定来明治十六年一月一日ヨリ施行ス

売薬印紙税規則

第一条 売薬ニハ必ス定価ヲ付記シ其定価ニ從ヒ營業者ニ於テ左ノ割合相当ノ印紙ヲ貼用スヘシ

印紙税ノ割合

一定価一錢迄	印税壹厘
一全 貳錢迄	全 貳厘
一全 三錢迄	全 三厘
一全 五錢迄	全 五厘
一全 拾錢迄	全 壹錢

以上總テ五錢毎ニ五厘ヲ増加ス

第二条 印紙種目ハ左ノ如シ

壹厘	淡黒色	貳厘	青色
三厘	黄色	五厘	茶褐色
壹錢	赭色	貳錢	緑色
三錢	波青色	四錢	橙黄色
五錢	紫色	拾錢	深紅色

第三条 印紙ハ藥品ノ容器又ハ包紙等ニ貼用シ營業者ニ

於テ之ヲ消印スヘシ(但印紙面ノ中心ヨリ他所ヘ掛ケ消印

スヘシ)

第四条 売薬印紙ハ官ノ許可シタル売捌所ニ限り売捌ク

モノトス

第五条 營業者ニシテ無印紙ノ藥品ヲ発売シタル者ハ貳

円以上貳百円以下ノ罰金ニ処シ印紙不足ノ藥品ヲ発売

シタル者ハ貳円以上百円以下ノ罰金ニ処ス

第六条 請売者行商者ニシテ無印紙ノ藥品ヲ所持シ若ク

ハ之ヲ販売シタル者ハ貳円以上百円以下ノ罰金ニ処シ

印紙不足ノ藥品ヲ所持シ若クハ之ヲ販売シタル者ハ貳

円以上五拾円以下ノ罰金ニ処ス

第七条 貼用印紙ニ消印セザル者ハ貳円以上拾円以下ノ

罰金ニ処ス

第八条 印紙売捌所ノ外ニ於テ印紙ヲ売捌ク者ハ貳円以

上貳拾円以下ノ罰金ニ処シ仍ホ其品ヲ没収ス其情ヲ知

リテ之ヲ買受ケタル者ハ貳円以上拾円以下ノ罰金ニ処

シ仍ホ其品ヲ没収ス

右奉 勅旨布告候事

太政大臣三条実美

明治十五年十月廿七日

内務卿山田顯義代理

大蔵卿 松方正義

七 売薬規則の追加についての布告

○同第五拾貳号

明治十一年(一月)第七号布告売薬規則中左ノ通追加シ

来明治十六年一月一日ヨリ施行ス

第二条へ但書追加(但免許ヲ受ケタル者ニケ所以上ニ於テ之

ヲ調製スル時ハ其箇所毎ニ免許鑑札ヲ受クヘシ)

第十六条中右鑑札料云々の項へ但書追加（但第二条但書ニ依り免許鑑札ヲ受クル者ハ其箇所毎ニ本文ノ税金并鑑札料ヲ納ムヘシ）

右奉 勅旨布告候事

太政大臣三条実美

明治十五年十月廿七日

内務卿山田顯義代理

大蔵卿 松方正義

ハ 売薬印紙税規則の施行についての布達

明治十五年十一月十八日

○太政官第貳拾四号

本年（十月）第五拾号号布告売薬印紙税規則施行ニ付テハ売薬営業者ニ於テ必ス印紙ヲ貼用スヘキ筈ノ処該税則施行以前既ニ請売者又ハ行商者ニ渡シタル売薬ハ此際ニ限り請売者又ハ行商者ニ於テ印紙ヲ貼用スルコトヲ得ヘシ

右布達候事

明治十五年十一月十七日

太政大臣三条実美
大蔵卿 松方正義

九 売薬印紙税規則中の検査・手続きについての達

明治十六年四月九日

○大蔵省第拾七号

客年第五拾号号ヲ以テ売薬印紙税規則布告相成候ニ付テハ主任官ヲ派出致シ実地ニ就キ周倒検査可致尤検査手續ノ義ハ適當ナル方法相立可届出事旨相達候事

明治十六年四月七日

大蔵卿松方正義

二 太政官記事

一 売薬規則の鑑札についての達

明治十年二月八日

○第拾六号

本年(一月)第七号ヲ以テ売薬規則布告候処該規則第三章
罰則ノ儀ハ来ル六月一日ヨリ施行候条此旨更ニ布告候事
但諸鑑札授受譲渡其他手續等ノ儀ハ追テ内務省ヨリ可
相達事

明治十年二月七日

右大臣岩倉具視

二 売薬規則の手續き書式についての達

明治十年三月十七日

○乙第三拾二号

本年一月太政官第七号売薬規則公布相成候ニ付テハ左ノ
手續書及書式雛形ニ照準取扱可申此旨相達候事

内務卿大久保利通代理

明治十年三月十二日

内務少輔前島密

三 売薬・請売鑑札の交付についての達

明治十年六月二十五日

○乙第五十八号

府県

売薬鑑札並ニ請売鑑札面月日之儀ハ従前当省ニ於テ記載
下渡来候処、遠隔之地方營業人ニ交付スルニ至ルマテ多
少ノ日数ヲ経過免許年限ニ照シ差支モ可有之候条自今右
月日ヲ載セズ可送達間各地方庁ニ於テ記入直チニ營業人
エ交付シ鑑札領收証一同記入シ月日届出候様可致此旨相
達候事

内務卿大久保利通代理

明治十年六月二十日

内務少輔 前島密

四 売薬規則手續きの改正追加についての達

明治十年七月十四日

○乙第六十五号

本年三月内務省乙第三十二号ヲ以テ相達候売薬規則取扱
手續書中、左之通改正追加候条此旨可相心得且収税上ニ
関スル事件ハ自今総テ大蔵省へ可伺出此旨相達候事

内務卿大久保利通代理

内務少輔前島密

大藏卿大隈重信

第四項改正

一 明治八年七月以降本年一月規則發行前ノ鑑札所持ノ者、本年六月マテニ廢業届出候分ハ特別ノ詮議ヲ以、本年ニ限り前半期ノ税金ハ免除スヘシ

第六項改正

一 税金并ニ諸鑑札料納付ノ節ハ上納証ヲ添ユルノミニシテ勘定帳ハ一ケ年取束テ毎年八月三十一日限り該地差立大藏省租税局へ進達スヘシ

但、會計年度ノ都合モ有之、本年一月ヨリ六月マテノ分ハ別牒ニ製シ、八月三十一日限り該地差立同局へ進達スヘシ

第十項改正

一 売薬營業稅并諸鑑札料上納勘定帳雛形明治何年七月ヨリ同何年六月マテ売薬營業稅并諸鑑札料仕上勘定帳
第二項ノ次ニ追加

一 營業鑑札請売鑑札ハ所持人ノ居家ニ限り營業ノ權アル

モノニ付、別戸支店等ニ於テハ別ニ其居住人鑑札ヲ所持スルニ非サレハ營業スルヲ得ヘカラス

持スルニ非サレハ營業スルヲ得ヘカラス

五 売薬規則の一部改正についての布告

明治十年十二月二十九日

○第八十九号

本年（一月）第七号布告売薬規則中第一条第五条第十四条左ノ通改正候条此旨布告候事

明治十年十二月廿八日

太政大臣三条実美

第一条 此規則ニ称スル処ノ売薬トハ丸薬、膏薬、煉薬、水薬、浴剂散薬、煎薬等ヲ調製シ効能書ヲ付シ販売スルモノヲ云フ

第五条 売薬ヲ請売セント欲シ其營業者ノ許諾ヲ得タルモノハ族籍氏名ヲ記シタル願書ニ營業者所持ノ免許鑑札写及ヒ營業者ト取結タル約定書トヲ添ヘ其管轄庁へ願出免許鑑札ヲ受ケ管轄庁ハ之ヲ内務省へ届出ヘシ

第十四条 売薬營業者及ヒ請売者免許期限中其相続人

3 布告・布達類

ニ於テ之ヲ相続スル時ハ其由ヲ記シ管轄庁へ鑑札名前書
換ヲ請フヘシ

六 売薬規則の一部改正についての布告

明治十一年九月二十日

○第貳拾七号

明治十年第七号布告売薬規則中左ノ通改正候条此旨布告
候事

明治十一年九月十九日

太政大臣三条実美

第二条 其管轄庁ノ下(ヲ經由シテ内務省)ノ八字ヲ削ル

第二条 (内務省)ノ三字ヲ(管轄庁)ニ改メ(毒薬)ノ

下ニ(劇薬)ノ二字ヲ加フ

第五条 免許鑑札ヲ受ノ下(ケ管轄庁ハ之ヲ内務省へ届

出)ノ十三字ヲ削リ(ク)ノ一字ヲ加フ

第十条 第十九条 但書(有毒)ヲ(有害)ニ改ム

七 阿片売買・製造規則施行についての布達

明治十一年十一月五日

○甲第廿七号

本年八月太政官第貳拾七号布告阿片売買並製造規則之儀
ハ来ル明治十二年五月一日ヨリ施行候条此旨布達候事

内務卿伊藤博文

ハ 阿片売買・製造規則の取扱いについての達

明治十一年十一月二日

○乙第六十八号

府 県

本月二日当省甲第二十七号ヲ以テ阿片売買並製造規則施
行ノ日限布達候ニ付テハ左件ノ通可取計此旨相達候事

明治十一年十一月四日

内務卿伊藤博文

一 各管内薬舗営業者及ヒ阿片製造者ニ於テ現在所持ノ阿
片ノ試験ヲ要スルモノハ来ル十二月限り最寄司薬場ニ
差出ス可シ試験ノ上相当ノ品ハ小器ニ分ケテ印紙ヲ貼
付シ之ヲ下渡シ若シ其買上ヲ望ムモノハ定価ヲ以テ買
上ク可ク品位不相当ノ品ハ其理由ヲ記シテ持主ニ返付

スヘシ

一 阿片売買並製造規則第四条ニ拠リ各郡区ニ於テ阿片売捌ヲ特許スベキ薬舗ヲ選定シ其郡区町村番地姓名年齢ヲ詳記シ来ル十二月限り申出ヘシ

一 阿片製造人有之地方ハ同規則第十二条ニ拠リ免許鑑札
(サ脱)
差出シムヘシ

九 売薬免許鑑札返納についての達

明治十二年二月二十八日

○乙第十二号

従来酒類ニ薬品ヲ配伍シ販売候者ハ売薬免許鑑札下付致来候向モ有之候処右ハ医薬ニ供スル別紙記載ノ品類ヲ除クノ外酒類ヲ和シ飲料ニ供スルモノハ仮令薬品ヲ配伍スト雖トモ総テ酒類税則ニ拠リ課税可致就テハ是迄下付致居候鑑札ハ返納致サセ可申此旨相達候事(但鑑札返納ノ上ハ其品目内務大蔵両省へ届出ツ可シ)

内務卿伊藤博文

明治十二年二月廿六日

大蔵卿大隈重信

二 薬舗・阿片製造者の阿片取扱についての達

明治十二年六月三日

○乙第二十七号

府 県

昨明治十一年乙第六十八号ヲ以テ薬舗營業者及ヒ阿片製造者ニ於テ現在所持ノ阿片試験或ハ買上ヲ望ム者ハ同年十二月限り為願出候様相達置候事故ニヨリ期限後レ出願不致今日空シク廃棄ニ属シ迷惑ノ者有之趣相聞候ニ付更ニ来ル七月三十一日迄出願可聞届候条試験並買上其最寄司薬場エ申出候様可相達此旨相達候事

明治十二年六月二日

内務卿伊藤博文

二 薬品取扱規則についての布告

明治十三年一月十九日

○第壹号

薬品取扱規則左ノ通相定来ル二月十五日ヨリ施行シ明治

十年(二月)第二十号布告毒藥劇藥取扱規則ハ右同日限
相廢候条此旨布告候事

明治十三年一月十七日

右大臣岩倉具視

藥品取扱規則

第一条 凡ソ藥品中最注意シテ精選スヘキモノヲ第一類

(注意藥) トシ其性効峻烈ニシテ僅少、分量ト雖モ直チ

ニ生命ヲ傷害スルニ足ルヘキモノヲ第二類(毒藥)ト

シ其性効第二類ノ如ク峻烈ナラザルモ用量ニ因テ容易

ニ危害ヲ来スヘキモノヲ第三類(劇藥)トス

其類目別表ノ如シ(但新タニ発見及ヒ船舶^(載)シタル藥品ハ先

ツ最寄司藥場ニ出シテ試験ヲ受ケ其告示スル所ニ從フヘシ)

注 別表ハ略ス

第二条 第一類藥品ハ其性効ノ緩劇ニ拘ハラズ若シ精良

ナラサルトキハ醫師ノ目的ヲ誤リ以テ人命ヲ危クスル

カ故ニ其粗製品(故意ニ他物ヲ混シタルニアラス全ク化学

製造上或ハ採取ノ際其法疎漏ニシテ純精ナラサルモノ、類ヲ

云フ)ハ之ヲ藥用トシテ販売スヘカラス(但藥舖ニ於テ

自ラ其良否ヲ鑑別シ能ハサルトキハ最寄司藥場ニ請ヒ無費ニ

テ其試験ヲ受クルコトヲ得)

第三条 第一類中ノ粗製品ト雖モ仍ホ學術上工職上等ノ

用ニ供スルニ足ルモノハ粗製ノ字ヲ其器ニ明記シ之ヲ

販売スルコトヲ得

第四条 第二類第三類ノ藥品ハ醫師ノ処方書ニ拠テ調査

スルノ外醫師藥舖化学者製藥者工職者等ヨリ品名量数

需用ノ目的年月日及ヒ住所姓名ヲ詳記シタル証書ヲ以

テスルニアラサレハ決シテ販売或ハ授与スヘカラス

(但証書処方書ハ之ヲ保存シ臨時ノ点檢ニ供スヘシ且本条ノ

手續ニ依ルモノト雖モ幼稚ノ者其他不安心ト認ムルモノニハ

一切交付スヘカラス)

第五条 第二類^(第)第三類ノ藥品ヲ販売スルトキハ其器若シク

ハ包紙ヘ必ラス普通ノ名称ヲ記シ且第二類ハ毒ノ字第

三類ハ劇ノ字ヲ明書スヘシ(但醫師ノ処方書ニ依ラスシ

テ封緘ヲ開キタル第二類第三類ノ藥品ヲ小売若クハ授与スル

トキハ本文ノ外更ニ適応ノ器ニ入レ密封印スヘシ)

第六条 第二条第四条本文ニ背戻シ又ハ贗品(故意ニ他

ノ物品ヲ本品ニ混合シ其容量重量ヲ増スモノ若クハ他ノ物品

ヲ以テ本品ニ擬シ或ハ名箋ヲ変換スルモノ、類ヲ云フ)

敗品(総テ酸敗風化或ハ潮解シ若クハ黴酸ヲ生シ陳敗ニ傾ク等ニ因リ其薬品本性ノ効力ヲ変シ或ハ其効力ヲ失スルモノ、類ヲ云フ)

販売スルモノハ其價敗品ヲ没入シ三十円以上五百円以下ノ罰金若クハ一月以上一年半以下ノ懲役第一条但書第四条但書及第三条第五条ニ背戾スルモノハ老円以上貳拾五円以下ノ罰金若クハ老日以上貳拾五日以下ノ懲役ヲ科シ又ハ罰金懲役ヲ併セ科スヘシ

第七条 右ノ罰則ヲ再犯スルモノハ其本罰ノ最多限ニ三倍以下ノ罰ヲ科スヘシ

三 売薬規則の一部削除・追加についての布告

明治十四年四月二十七日

○太政官第貳拾六号

明治十年(一月)第七号布告売薬規則第十六条及第二十条中左ノ通删除追加候条此旨布告候事

明治十四年四月二十六日

左大臣熾仁親王

第十六条 売薬業者ノ下(及ヒ請売者)ノ五字并(売薬請売鑑札料)(売薬行商鑑札料)ノ二項删除

第二十三条 無鑑札ニテ営業スル者ノ下(又ハ營業者ニシテ私ニ請売者ニ薬劑ヲ調製セシムル者又ハ請売者自ラ之ヲ調製スル者)ノ三十八字追加

三 売薬請売・行商鑑札製作費についての達

○太政官第三十二号府県へ達 (明治十四年四月廿六日付)

売薬請売鑑札並行商鑑札製作費ノ義ハ自今明治十三年(四月)第十六号布告第三条第七項ノ内ヲ以テ支弁スヘシ此旨相達候事

一四 売薬請売・行商鑑札製作費削除と新取扱いについての達

明治十四年五月三日

○内務省乙第貳拾五号

府 県

本年(四月)太政官第三十二号公布相成候ニ付テハ明治十年(三月)当省乙第三十二号達売薬取扱手續中請売鑑札料及ヒ行商鑑札料之廉并行商鑑札製作費云々ノ一項削除候更ニ左ノ条項ニ照準シ取扱可申此旨相達候事

○売薬請売及ヒ行商ニ地方税ヲ賦課スルトキハ本年府県会於テ其税額ヲ議定シ、十四年度ヨリ徴収スヘシ

○請売鑑札料紙ハ自今大蔵省ヨリ配賦不致候条各管轄庁ニ於テ従前雛形ノ通製造スヘシ(但大蔵省ヨリ下付セシ鑑札所持ノモノハ別段引替ニ及ハス且ツ本年分予算ヲ以テ受取候料紙未用ノ分ハ同省ヘ返納スヘシ)

○請売者ニテ其売薬ヲ調製候儀ハ無之筈ニハ候得共或ハ營業者ノ薬方分量ヲ伝ハリ調製候向モ有之候ハ、改正規則第廿三条ノ罰則ニ相当ルヘキモノニ付速ニ調製相止メ更ニ売薬營業為願出候様取計フヘシ

明治十四年四月三十日

内務卿松方正義

一五 売薬取扱い手續きの一部削除についての達

明治十四年九月九日

○内務省乙第四拾三号

府 県

明治十一年当省乙第七十号達売薬取扱手續末項删除候条此旨相達候事(但十二年乙第五十五号達衛生課事務条項第六条中売薬之件ハ従前之通可心得事)

内務卿松方正義代理

内務大輔土方久元

明治十四年九月八日

一六 売薬・請売鑑札料廃止と売薬税表についての達

明治十四年十月十二日

○大蔵省乙第三拾五号

府 県

本年(四月)第貳拾六号公布ヲ以売薬(請売行商)鑑札料被廢候ニ付テハ昨十三年(九月)当省乙第三拾貳号達売薬税表雛形十四年度以降別紙ノ通更正候条右ニ照準期限

通り調製可差出此旨相達候事（別紙略ス）

明治十四年十月十日

大藏卿佐野常民

三 布告・布達

一 医術開業・薬店商業取調べの提出についての達

第四百十九号

一 当県第三百八十六号を以相達置候文部省第八十九号医

術開業取調云々布告

一同第三百九十二号を以相達置候文部省第九十号薬店商

業取調云々布告

右両条共来ル八月五日限り前雛形之通り取調各会議所

へ可ニ差出候事

右之趣管内無シ洩相達する者也

明治六年七月

奈良県令四条隆平

二 売薬取締りを廃止し文部省で検査することについて

の布告

第十四号

第四百廿九号

売薬取締ノ儀明治五年壬申七月第二百二号布告ヲ以廃止候処今般更ニ文部省於テ致検査候条薬味分量及用法功能等取調製剤相添管轄庁ヲ経テ同省へ可伺出此旨布告候事

明治六年十二月

太政大臣三条実美

右之趣管内無シ洩相達する者也

明治七年一月

奈良県権令藤井千尋

一 諸薬品売捌高概数

和薬種何品何程

同 何品何程

舶来薬種何品何程

3 布告・布達類

同 何品何程

合計前同断

右明治三年庚午ヨリ同五年壬申迄三ケ年分

一 製劑薬名或ハ有無

但自製或ハ何国何所何某ヨリ受売ノ訳

一 製劑量数一ケ年何程売捌量数一ケ年何程

右明治三年庚午ヨリ同五年壬申迄三ケ年分

奈良県管下

何郡何所或ハ何町村住

苗字名

当西六月

何年何ケ月

雛形

一 諸薬品買入高概数

和薬種何品何程一ケ年合算高ヲ率
以下之ニ準ズ

同 何品何程

舶来薬種何品何程舶来品ノ内幾箱幾磅幾分等ヲ以テ売
買致シ来候分ハ唱来リノ儘記載スベシ

同 何品何程

合計何万何千何百何十斤

幾箱幾樽幾磅幾分

三 売薬免許鑑札の引替えについての達

第百廿一号

乙第四百号

府 県

先般乙第九拾八号ヲ以相達候通売薬書類悉皆焼失候就テ
ハ従前文部省ニ於テ相渡候免許鑑札所持ノ分方名主治並
ニ員数番号等一切不相分差支候ニ付更ニ取調ノ上鑑札認
替可下渡候条東京府ハ本年十二月限各府県ハ来ル明治九
年五月限り前頭乙第九拾八号雛形ニ照シ製劑相添鑑札返
納可取計此旨相達候事

追テ従前文部省ヨリ相渡候鑑札引替候迄ハ今般当省ヨ
リ相渡鑑札同様ノ儀ト可相心得事

明治八年八月九日 内務卿大久保利通

右之通御達相成ニ付管内無洩相達スル者也

明治八年九月廿八日

奈良県権令藤井千尋

四 天然痘流行のため施術についての達

第百廿二号

春来天然痘流行候ニ付而者種々及布告或ハ種痘医ヲシテ各所ニ派出セシメ其予防法ヲ設クト雖トモ昨今又々此症ニ罹ルモノ有之哉ニ相聞畢竟其父兄タル者嬰兒愛育スルノ情深シト雖トモ其子ヲ愛スルノ道ヲ弁マヘサルヨリ醸成スル事ニシテ甚以謂レナキ事ニ候依而者嬰兒ヲ育スル父兄ハ春来布告之趣意ヲ能々服膺シ早々最寄之種痘医エ施術ヲ乞ヒ可申將種痘医無之箇所ハ戸長役所或ハ会議所等エ承リ合セ施術可相受様注意可致此段相達者也
右之趣管内無洩相達スル者也

明治八年九月廿八日

奈良県権令藤井千尋

五 製薬免許についての達

乙第五十四号

府 県

製煉薬品之儀ハ本邦ニ於テモ往々舶来品ニ勝レル良品モ

有之処只管輸入品ヲ妄信シ概シテ国産ヲ卑ムノ風ニ流レ

賈悪薬ノ輸入日ヲ逐テ増加シ其損害不尠ニ付自今製造品

試験ノ上其良否ヲ鑑定シ免許鑑札相渡スヘク候条医療用

工職用ヲ不問薬品製煉致シ候者ハ其製造品相添左ノ箇条

書ニ從ヒ願出許可ノ上販売致シ候様可取計此旨相達候事

但阿片製造人ノ儀ハ詮議ノ次第有之候条当分地方限

リ聞届置昨八年当省乙第百五十六号達ニ照準シ可取

計事

明治九年五月八日

内務卿大久保利通

製薬免許手續

一 製薬人ハ属籍住所姓名等詳記シタル願書式通ヲ作り其

製品ヲ添へ管庁へ出サシメ管庁ハ之ニ添書シテ内務省

ニ出スヘシ

一 製品ハ各地ノ便宜ニ就キ最寄司薬場ニ送致シ試験ヲ受

ケ其訳添書ニ追申スヘシ

一 試験ノ上良品ナルモノハ免許鑑札ヲ交付シ若シ其製造

十全ナラサルモノハ本人ノ志願ニヨリ司薬場ニ於テ製

煉ノ方法伝示スヘシ

一 製薬許可ヲ得タルモノハ官許ノ文字ヲ冒シタル商標ニ
薬名及ヒ其住所姓名ヲ記シ每器ニ貼シテ販売スヘシ

但薬名ハ国字洋文両様共記載スルハ勝手タルヘシト
雖モ洋文ノミヲ書スヘカラス必ス普通ノ訳名或ハ訳
名無之モノハ仮名ニテ原名ヲ記スヘシ

一 鑑札雛形

輸録銅板唐草料紙西洋紙

番号

製薬免許之証

衛生局
長之印

何府何国何郡何村何番地

何ノ誰

一 薬名 一同 一同

一同 一同

右製造免許候事

年 号 月 日

内務卿大久保利通

右之通被達候ニ就テハ薬品製煉致度候者ハ願書正副三通

相認メ病院或ハ最寄医務取締ヘ可差出此旨相達候事

明治九年五月廿三日

堺 県 庁

六 売薬規則についての布令

第七号

売薬規則別冊ノ通相定候条此旨布告候事

明治十年一月二十日

太政大臣三条実美

右之通御布告相成候条此旨布令候事

明治十年二月二日

堺 県 庁

売薬規則

第一章

第一条 此規則ニ称スル処ノ売薬トハ丸薬膏薬煉薬水薬

散薬煎薬等家方ヲ以テ合剂シ販売スルモノヲ云フ

第二条 此売薬営業者ハ薬味分量用法服用功能ヲ詳記シ

タル書ニ族籍氏名ヲ記シ其管轄庁ヲ經由シテ内務省ニ

願出免許鑑札ヲ受クヘシ

第三条 内務省ニ於テハ願書ヲ検査シ其製薬配伍ノ薬品

劇毒微毒ニ拘ハラズ取扱上失誤ヲ生シ易キモノ及ヒ毒

藥取締ニ關係スルモノハ之ヲ許サ、ルヘシ

第四条 第八条ニ記シタル期限中藥味分量用法服量能書

ヲ改正セント欲スルモノ其由ヲ届出旧鑑札ヲ返納シテ

更ニ新鑑札ヲ願受クヘシ

第五条 売藥ヲ請売セント欲シ其營業者ノ許諾ヲ得タル

モノハ族籍氏名ヲ記シタル願書ニ營業者所持スル官許

公文ノ写及ヒ營業者ト取結タル約定書トヲ添ヘ其管轄

庁ヘ願出内務省ノ免許鑑札ヲ受クヘシ

第六条 売藥營業者及ヒ請売者共必ス免許ノ看板ヲ掲ク

ヘシ

第七条 売藥營業者及ヒ請売者ニ於テ自ラ行商シ又ハ売

子ヲ派出シテハ行商ヲ為サシメント欲スルトキハ其由

ヲ管轄庁ヘ届出行商鑑札ヲ願受ケ行商スル時ハ必ス之

ヲ所持スヘシ

第八条 營業鑑札請売鑑札行商鑑札ハ其鑑札記載ノ月ヨ

リ滿五年ヲ以テ免許ノ期限トス此期限ヲ過キ尚免許ヲ

得ント欲スルモノハ旧鑑札ヲ返納シ更ニ新鑑札ヲ願受

クヘシ

第九条 第八条ニ記シタル期限中第四条ノ改正発売ヲ願

出之ヲ免許スル時ハ新鑑札記載ノ月ヲ以テ一期ノ初月

トナスヘシ

第十条 免許期限内ト雖モ其製藥第三条ニ掲クル処ノ有

毒品ナルヲ更ニ発見スル時或ハ營業者製藥ヲ粗悪ニス

ル等ノコトアル時ハ直ニ鑑札ヲ取上ケ発売ヲ禁止スル

コトアルヘシ

第十一条 營業者廢業スルカ又ハ禁止セラル、時ハ其請

売者及ヒ売子共其販売ヲ許サス

第十二条 諸鑑札ヲ遺失シ又ハ水火盜難ニ因テ毀失シタ

ル時ハ其仔細ヲ詳記シテ管轄庁ヘ届出再ヒ之ヲ願受ク

ヘシ

第十三条 免許鑑札ヲ他人ニ讓渡サント欲スル者ハ双方

連印ノ願書ヲ管轄庁ニ差出シ名前書換ヲ請フヘシ

第十四条 売藥營業者及ヒ請売者免許期限中共相續人ニ

於テ之ヲ相續スル時ハ免許鑑札ヲ改ムルニ及ハスト雖

モ其由ヲ届出ツヘシ

第十五条 売薬営業者廃業シ若シクハ禁止セラレタルト

キハ営業者ハ勿論其請売者ニ於テモ総テ諸鑑札ヲ返納スヘシ

第二章

第十六条 売薬営業者及ヒ請売者ハ左ノ通税金并鑑札料

ヲ上納スヘシ

売薬営業税 薬剂一方ニ付一ケ年 金貳円

右鑑札料 薬剂一方ニ付一枚 金貳拾銭

売薬請売鑑札料 薬剂ノ方数ニ拘ハラス一枚 金貳拾銭

売薬行商鑑札料 薬剂ノ方数ニ拘ハラス一人一枚 金貳拾銭

第十七条 水火盗難ニ因リ鑑札ヲ毀失シ更ニ新鑑札ヲ願

受ル時ハ其鑑札料ノ半高ヲ納ムヘシ

第十八条 税金ハ毎年兩度ニ区分シ前半分ハ七月三十

一日限り後半分ハ翌年一月三十一日限り鑑札料ハ其

都度并ニ管轄庁ニ上納スヘシ

第十九条 税金ハ六月以前免許ノ者ハ全年分七月以後ハ

半年分廃業ノ者ハ七月以後ハ全年分六月以前ハ半年分

ヲ納ムヘシ

但第十条ノ有毒品ナルヲ更ニ発見セシ時ニ限り月割

ヲ以テ税金ヲ納メシムヘシ

第三章

第二十条 無鑑札又ハ鑑札ヲ借受ケ自ラ行商シ又ハ行商

セシムル者及ヒ之ヲ貸ス者又ハ期限過タル鑑札ヲ以テ

自ラ行商シ又ハ行商セシムル者ハ其鑑札ヲ取上ケ薬剂

一方ニ付五円ノ罰金ヲ科スヘシ

第二十一条 無鑑札又ハ鑑札ヲ借受ケ又ハ期限過タル鑑

札ヲ以テ請売スル者及ヒ無鑑札ノ者ヲシテ請売セシメ

又ハ鑑札ヲ貸ス者ハ其鑑札ヲ取上ケ製薬ヲ没入シ薬剂

一方ニ付拾円ノ罰金ヲ科スヘシ

第二十二条 免許ヲ受ケシテ私ニ薬味分量用法服量能

書等ヲ改更シ又ハ許可ヲ経スシテ無稽ノ妄説ヲ記載シ

世人ヲ術惑スル者ハ其鑑札ヲ取上ケ製薬ヲ没入シ薬剂

一方ニ付拾円以上貳拾五円以下ノ罰金ヲ科スヘシ

第二十三条 無鑑札ニテ営業スル者ハ其製薬及ヒ売得金

ヲ没入シ薬剂一方ニ付貳拾五円以上五拾円以下ノ罰金

ヲ科スヘシ

第二十四条 諸鑑札ヲ偽造シ又ハ他人ノ売薬ヲ贋造シテ

発売スル者ハ其製薬及ヒ其売得金ヲ没入シ薬劑一方ニ付五拾円以上百円以下ノ罰金ヲ科スヘシ

第二十五条 私ニ有毒薬ヲ配伍スル者ハ其鑑札ヲ取上ケ

製薬及ヒ其売得金ヲ没入シ薬劑一方ニ付百円以上五百円以下ノ罰金ヲ科スヘシ

第二十六条 以上ノ犯則者ヲ見届ケ訴出ル者アル時ハ事

実取糺ノ上相違ナキニ於テハ其賞トシテ其罰金ノ半高ヲ与フヘシ

注 『太政官記事』は第十五条まで記載

七 毒薬劇薬取扱規則についての布令

第二十号

薬品中性効峻烈ニシテ若其用方ヲ誤ル時ハ人命ヲ傷害スヘキモノ少カラス然ルヲ或ハ軽忽ノ取扱有之候テハ実ニ不容易儀ニ付右取扱規則左之通相定候条此旨布告候事

明治十年二月十九日

右大臣岩倉具視

毒薬劇薬取扱規則

一 薬品中其効力峻劇ニシテ直ニ生命ヲ傷害スルニ足ルヘ

キ者ヲ毒薬ト唱ヘ其性効毒薬ノ如ク強烈ナラサルモ其用量ニ依テ容易ク危害ヲ生スヘキモノヲ劇薬ト称ス其

目如左

毒薬

亜砒酸

ホーレル水 (亜砒酸 其他砒 石製劑)

昇汞 (第二コロール汞)

白降汞 (コロールアミット汞)

赤降汞 (赤色酸化汞)

第一沃汞 (第一ヨ 黄色ノ者)

第二沃汞 (第二ヨ 赤色ノ者)

硝酸亜酸化汞

燐 (ホスボル)

青酸 (シヤン水素酸)

青酸加里 (シヤンカーリウム)

アトロピトネ (其他アトロピトネ塩類)

ストロキニーネ (其他ストロキニーネ塩類)

ヘラトリーネ

3 布告・布達類

アコニチネ	コニーネ
揮発苦扁桃油 <small>(蒸餾シ得タルモノ)</small>	
モルヒネ <small>(其他モルヒネ塩類)</small>	
コロ、フォルム	
劇薬	
ヨード <small>(其他ヨード製剤)</small>	ブローム
ヨード加里 <small>(ヨードカリウム)</small>	
臭素加里 <small>(ブローム、カリウム)</small>	
腐蝕加里 <small>(苛性加里)</small>	
腐蝕ソーダ <small>(苛性ソーダ)</small>	
皓礬 <small>(硫酸亜鉛)</small> <small>其他亜鉛製剤</small>	
硝酸銀 <small>其他銀製剤</small>	
塩化金ナトリウム <small>其他金製剤</small>	
鉛糖 <small>(醋酸鉛)</small> <small>其他鉛製剤</small>	
膽礬 <small>(硫酸銅)</small>	
銅礬礬 <small>(硫酸アンモニア銅)</small> <small>其他銅製剤</small>	
甘汞 <small>(第一コロール汞)</small>	
ヒスミット <small>(塩基性硝酸銻鉛)</small>	
硫酸ガドミウム	
吐酒石 <small>其他アンチモン製剤</small>	
硝酸	硫酸
砒酸	塩酸
コロラルヒドレート	石炭酸
サントニーネ <small>(セメンソート)</small>	
ヨードフォルム	
苦扁桃水	
老利兒水 <small>(ラウリールケルス水)</small>	
巴豆	巴豆油
芥子油	コロダイン
阿片 <small>其他製剤</small>	吐根 <small>(全上)</small>
双鸞菊球根 全	ヘルレポリ根 <small>(藜蘆)</small> 全
萹蓄葉 全	ヤーラツパ根及ヒ脂 全
ヒヨス葉 全	ジキタリス葉 全
シキユータ葉 全	蔓陀羅華葉 全
サビナ葉 全	コロシント実 全
コルシクム実 全	カラバル豆 全

斑猫(芫菁) 全

番木鱉子 全

右ハ現今日常使用スル所ノ毒藥十九種劇藥四拾六種ヲ掲
ルモノニシテ專ラ世人ノ解シ易キガ為ニ普通ノ名称ヲ用
フ此他新發明新船載ノ藥品及ヒ其性効ノ確知シカタキモ
ノハ先ツ司藥場ニ出シテ試験ヲ受ケ藥効ノ劇易ヲ判シタ
ル上ニアラサレバ販売スルコトヲ許サス

一 毒藥劇藥ハ在來商標ノ外別ニ必ス本邦普通ノ名称(或ハ
假名
ニテ原
名ヲ)ヲ記シタル名標ヲ貼付スヘシ

一 毒藥劇藥ハ別段ニ戸棚或ハ箱等ヲ製シテ之ヲ貯藏シ他
ノ藥品ト混雜スヘカラス

一 毒藥劇藥ハ醫師ノ処方書ニ拠テ調合スルノ外醫師藥商
化学家及ヒ工職家ヨリ需要ノ趣意ヲ記シタル証書ヲ以
テ求ムルニ非サレハ決シテ販売スルヲ許サス

(中略)

右之規則ニ戻リテ毒藥劇藥ヲ販売シタルモノハ五拾円
以内ノ罰金ヲ科スヘシ

右之通御布告相成候条此旨布令候事

明治十年三月六日

堺 県 庁

ハ 売藥規則についての布達

県甲第三十六号

本年一月太政官第七号売藥規則公布相成候ニ付而ハ左之
通相心得可申、此旨布達候事

明治十年四月二日

堺 県 庁

一 一昨明治八年七月已降内務省ヨリ下付相成候売買鑑札
者、追而相達候迄免許発売共当分書替願出ツルニ不
及、本年一月規則公布後相渡候鑑札同様相心得ベシ

一 前条之鑑札所持之者營業免許年季者其鑑札ニ記載ノ月
ヨリ起算スベシ、尤税金之儀ハ本年分ヨリ徴収スヘキ
ニ付昨年迄之分上納ニ及バズ

但、鑑札料ハ総而上納致スベシ

一 前条營業鑑札所持之売藥ヲ請売又ハ行商業致シ居候分
ハ、來ル四月三十日限り悉皆願出鑑札ヲ受ベシ

一 明治八年七月已降本年一月規則発行前之營業鑑札所持
之者ニ限り本年一月ヨリ六月迄之内廢業届出タルモノ

3 布告・布達類

ハ、其税金月割ヲ以テ相納メ可申事

一 売薬営業者并ニ請売者免許看板ハ左式之通製スベシ

縦三尺

許免
売薬営業

巾七寸五分

許免
売薬請売業

寸法同上

一行商鑑札之儀ハ一人ニシテ数人之薬剤ヲ行商スル時
ハ、方数ニ拘ラズ営業者異ナル毎ニ鑑札別製シテ下付
スベシ

但シ行商スル薬剤ハ其方名一々願面ニ記載スベシ

売薬改正願書式

用紙美濃紙

売薬改正願

大小区国郡

町番地

営業人

族籍

氏名

一方名

薬品分量

製法

用法服量

功能

右者何年月日御検査済鑑札御下ケ渡営業仕候処今般何
々之廉左之通改正仕度、聊差支無之候ハ、鑑札御書替
被下度此段奉願候也

一 改正之廉ヲ詳記スベシ

年月日

願人 氏名 印
医務取締 氏名 印
戸区 長 氏名 印

堺県令氏名宛

売薬請売鑑札願書式

用紙同上

売薬請売願

一方名 一同 一同 一同 一同

右営業人

大小区国郡

町番地

族籍 氏名

但シ営業者異ナレハ縦令一方タリトモ必ス各営業者ノ
族籍住所氏名ヲ上ノ例ニ倣ヒ之ヲ區別シテ書記スベシ
右之売薬幾方今般請売仕度、依而別紙営業者之御免許之

御指令写並ニ約定書相添此段奉願候也

大小区国郡 町番地

族籍

年月日

請売願人

氏名 印

戸区長

氏名 印

堺県令氏名

売薬請売約定書

一方名 一同上 一同上 一同上 一同上

右者何某之官許ヲ得タル売薬ニシテ今般何某請売可致示
談相整ヒ候ニ付、請売者ニ於テ請売鑑札ヲ願受ケ營業者
ノ製調シタル売薬ヲ取販売致スヘシ、然ル上ハ營業者鑑
札免許期限内ハ総テ売薬ニ関スル御規則及ヒ御達之趣旨
ヲ確守シ不正之所業致ス間敷候、依而約定書如件

大小区国郡 町番地

族籍

売薬營業人

氏名 印

同

売薬請売人

族籍

氏名 印

売薬營業鑑札満期書替願書式

同紙同上

売薬營業鑑札満期御書替願

大小区国郡 町番地

族籍

營業人

氏名 印

一方名

薬品分量

製法

用法 服量

功能

但、薬方数種アル時ハ上ノ例ニ從テ一々連書スベシ
右者何年月日御検査済鑑札御下渡營業仕候処、来ル何月
満期相成猶引続營業仕度、別紙鑑札何枚返納仕候間御詮
議之上御差支無之候ハ、御書替被下度此段奉願候也

願人

氏名 印

医務取締

氏名 印

戸区長

氏名 印

堺県令氏名宛

売薬營業鑑札並請売鑑札

遺失

之節書替願書式

用紙同上

売薬營業鑑札

或

売薬請売鑑札

遺失

ニ付御書替願

大小区国郡 町 番地
 族籍
 売薬営業人
 氏名 印

一方名
 売薬請売鑑札ナレバ左之通認ムベシ

大小区国郡 町 番地

族籍
 売薬営業人
 氏名 印

一方名

右請売人同
 族籍
 氏名 印

右ハ何年月 確ト記憶セサレハ 概略ヲ記スベシ 御下渡被下候 売薬営業鑑札 或ハ請売鑑札 何月日

何々ノ事故ニテ 遺失 毀失 仕候間、更ニ御下渡シ被下度此段

奉願候也

年月日
 或ハ請売人 氏名 印
 売薬営業人 氏名 印
 医務取締 氏名 印
 戸区長 氏名 印

堺県令氏名宛

売薬営業鑑札讓渡願書式 用紙同上

売薬営業鑑札讓渡願

大小区国郡 町 番地
 族籍
 営業人
 氏名 印

一方名
 薬品分量

製法

用法 服量

功能

但シ売薬数種アル時ハ上ノ例ニ從テ連書スベシ

右者何年月御検査済鑑札御下渡営業仕候処、今般何某へ

示談之上讓渡申度、依而所持之鑑札返納仕間御書替被下

度此段奉願候也

年月日
 大小区国郡 町 番地
 族籍
 売薬鑑札主 氏名 印

同

右讓受人 族籍
 氏名 印

鑑札主 所住之 戸区長 医務取締 氏名 印

讓受人 所住之 戸区長 医務取締 氏名 印

九 燐製鼠取薬の取扱いについての布達

県甲第三十七号

従来燐製鼠取薬ヲ以売薬トナシ候者有之候処右ハ毒薬ニテ殊ニ本年太政官第二十号布告毒劇薬取扱規則ニモ関係候ニ付自今一切禁止条若シ免許鑑札所持之者ハ速ニ返納可致此旨布達候事

但請売業之者モ同様売薬規則ニ照シ禁止之処分可致事

明治十年四月二日

堺 県 庁

一〇 売薬規則手続書の一部改正・追加についての布達

県甲第六十一号

本年県甲第三十六号ヲ以布達候売薬規則手続書今般内務省ヨリ達之次第モ有之候ニ付左之通改正追加候条此旨布

達候事

明治十年七月廿三日

堺 県

第四項改正

一 明治八年七月已降本年一月規則発行前之売薬営業鑑札所持之者本年六月迄ニ廃業届出候分ハ特別之詮議ヲ以本年ニ限り前半期之税金ハ免除候事

第二項ノ次ニ追加

一 売薬営業鑑札請売鑑札ハ所持人之居家ニ限り営業ノ権アルモノニ付別戸支店等ニ於テハ別ニ其居住人ニテテ鑑札ヲ所持スルニ非サレハ決テ営業不相成候事

二 薬湯営業者・新規者の営業鑑札交付についての布達

県甲第二号

従来薬湯営業ノ者及ビ新規開業ノ者ハ内務省ニオイテ検査ノ上営業鑑札下ゲ渡可相成候条左ノ書式ノ通可願出此旨布達候事

但従来営業ノ者ハ来ル二月廿八日迄ニ更ニ願書可指

出尤藥物ヲ配伍セザル蒸氣浴海水浴及天造温泉浴管業ノ者ハ更ニ願出ルニ不及鑑札下ゲ渡等ノ義ハ追テ可達候事

明治十一年一月十四日

堺 県

書式

薬湯御検査願

一 薬湯一剂ノ量

一 薬名目方 一 全上

右何味調合何貫目ヲ水何石ヲ以煎湯トス

一 功能云々

一 入浴度数一日老幼何度壯年何度

一 温度何十度

右ハ従来薬湯營業罷在候間新規薬湯營業致度御検査ノ上御指問無之ハ營業鑑札御下

ゲ相成度薬剂相添此段奉願候也

年月日

国大小区郡村番地
營業人 姓名

右区戸長 姓名

県令宛

右願書二部薬剤耆組添へ可指出候且用紙大半紙野ニ記載可致事

三 文部省売薬免許鑑札返納についての達

県甲第十三号

文部省売薬免許鑑札所有之者ハ明治九年五月限返納可致筈之処于今返納不致營業罷在候者モ有之哉ニ相聞甚以不都合ノ事ニ候間来ル二月十五日限無相違返納可致候尤引続營業ノ者ハ同十年一月第七号ヲ以御布告相成候売薬規則ニ照シ更免許鑑札可相願候若期日後文部省鑑札ヲ以營業罷在候者ハ無鑑札ノ者ト見做処分可致候条心得違無之様可致此旨達候事

明治十一年一月廿三日

堺 県

三 売薬ほか売買納税についての布令

第四号

区 戸 長

船車売薬牛馬売買等税金納期左ノ通明治十一年ヨリ施行

營業惣代へ

候条此旨布告候事

但従前布告達中此布告ニ矛盾スル条目ハ総テ廃止ト心得ヘシ

明治十一年二月十五日

太政大臣三条実美

一 船商船船等車、売薬、牛馬売買等ノ税金前半年分ハ一月三

十一日限後半年分ハ七月三十一日限其管轄庁へ可相納

事

但船税ノ内新規合船六月以前ニ係ル者ハ一年分七月

以後ハ半年分解船破船六月以前ニ係ル者ハ半年分七

月以後ハ一年分納税スヘキ事

右之通御布告相成候条此旨布令候事

明治十一年二月廿七日

堺 県

一四 売薬税ほかの未納取扱いについての達

第貳拾壹号

県乙第三十七号

明治三年八月布告生阿片取扱規則ヲ廢シ薬用阿片売買并製造規則左ノ通相定候条此旨布告候事

船車売薬税之儀本年第四号ヲ以テ先納之義公布相成候ニ付而者右税金三月卅一日限り上納可致旨県甲第三十一号ヲ以布達及置候処兎角未納之区内多ク甚不都合之至リニ候へ共本年之義者規則更正之際ニ付取纏メ方實際不行届之向モ有之哉之趣ニ付本月廿五日迄延期致シ候条未納人ニ無怠惰督責シ右日限皆済上納相成候様可取計此旨更ニ相達候事

但本文日限ニ至リ猶不納スル者ハ町村人名書ヲ雜税掛

リへ差出シ指揮ヲ可受事

明治十一年四月十日

堺 県

一五 薬用阿片売買製造規則についての布令

但施行ノ時日ハ追テ内務省ヨリ可相達事

明治十一年八月十九日

太政大臣三条実美

薬用阿片売買並製造規則

第一条 阿片ノ売買及ヒ製造ハ薬用品ニ限り此規則ニ依テ之ヲ許可ス

第二条 薬用阿片ハ其内国産若クハ外国産ヲ論セス総テ内務省ニ於テ其品位ヲ定メテ之ヲ買上ケ然ル後チ各司

薬場ヨリ阿片卸シ売特許薬舗ニ払下ケ之ヲ売捌カシムヘシ

但司薬場ヲ置カサル地方ニ於テハ該地方庁ヨリ之ヲ払下クヘシ

第三条 各司薬場ヨリ払下クル所ノ阿片ハ量目巻匁ヲ以テ一器トシ每器司薬場ノ印紙ヲ貼付スヘシ

第四条 地方庁ハ土地ノ広狭位置ヲ度リ一管内相当ノ人員ヲ限り薬舗ノ身元人物ヲ選ミテ内務省ニ稟議シ鑑札ヲ受ケテ之ヲ本人ニ交付スヘシ

但廃業ノ者アル節ハ其鑑札ヲ内務省ニ返納スヘシ

第五条 特許鑑札ヲ受タル薬舗ノ住所姓名ハ該管轄庁ヨ

リ管内ノ公私病院医師薬舗一般ニ報告スヘシ

但廃業ノ者アル節モ本量ニ準シ速ニ報告スヘシ

第六条 特許鑑札ヲ受タル薬舗ハ其店頭ニ特許薬用阿片売捌所ト大書シタル看板ヲ掲ケ置クヘシ

第七条 特許ヲ受タル薬舗ハ半年分売捌ノ高ヲ予算シ毎年両度最寄司薬場司薬場ナキ地方ハ該地方庁ニ申立テ其払下ケヲ請フヘシ但欠乏ノ節ハ臨時払下ケヲ請フコトヲ得

第八条 凡ソ医師病院及ヒ一般薬舗等ニ於テ薬用阿片ヲ

要スルトキハ其量目並ニ其住所姓名及年月日病院ハ其名称ハ副長ヲ記シ調印シタル証書ヲ以テ特許薬舗ニ就キヲ之ノ姓名ヲ記シ調印シタル証書ヲ以テ特許薬舗ニ就キヲ之購求スヘシ特許薬舗ニ於テハ之ヲ売渡スニ其量目一度

ニ四拾匁ヲ超ヘカラス

但病院及医師等ニ於テ便宜ニ依リ一般薬舗ニ就キ之ヲ購求スルト一般薬舗相互ニ売買スルトハ妨ケスト

雖モ必ス本条ノ証書ヲ以テスヘシ且其量目一度ニハ匁ヲ超ヘカラス

第九条 凡テ内外国人共医師ノ処方箋ヲ持参シタル者ノ外ハ特許薬舗并ニ一般薬舗ニ於テ一切之ヲ売渡スヘカ

ラス

第十条 特許薬舗ハ每半年分阿片払受並ニ壹匁以上売捌ノ高及ヒ買人ノ住所姓名並ニ壹匁以下売捌ノ総高等明細表正副二通ヲ造リ其管轄庁ニ差出スヘシ尤壹匁以下ノ分ハ平常其明細ヲ簿記シ置キ臨時取調ノ用ニ供スヘシ

但管轄庁ハ其一通ヲ内務省ニ進達スヘシ

第十一条 医師病院一般薬舗ニ於テハ每半年必シモ前条明細表ヲ差出スヲ要セスト雖モ平常其明細ヲ簿記シ置キ臨時取調ノ用ニ供スヘシ

第十二条 薬用阿片ヲ製造セント欲スル者ハ罌粟ノ種類及ヒ培養採収製造ノ方法ヲ記シ管轄庁ヲ經由シテ内務省ノ免許鑑札ヲ受クヘシ

第十三条 阿片製造人ハ其製造シタル阿片ノ量目ヲ記シ署名調印シタル願書ヲ以テ地方庁ヲ經由シ内務省ノ買上ケヲ願フヘシ右買上ケヲ受クルノ外決シテ内外人民ニ販売スルコトヲ許サス

但司薬場ニ於テ其品位薬用ニ適セサル者トスルトキ

ハ地方庁ヨリ其旨ヲ製造人ニ通知シ其阿片ハ其庁ニ

預リ置クヘシ

第十四条 阿片買上ケ及ヒ払下ケノ代価ハ歳ノ豊凶及ヒ外国一般ノ相場等ニ因テ高低アルヘシト雖モ其品位ニ応シテ價格ヲ定ムルハ該薬主用ノ性分即チ「モルヒネ」ノ多少ニ因ルヘシ

第十五条 内務省ニ買上ケ及ヒ払下ケル所ノ阿片ハ百分中ニ「モルヒネ」六分以上十一分ニ至ルマテヲ含有スル者ニ限ルヘシ

第十六条 此規則ニ違反スル者ハ其犯情ニ從ヒ阿片売買若クハ製造ヲ禁シ其所有ノ阿片ヲ没収シ百五十拾円ヨリ五百円以下ノ罰金ヲ科スヘシ

右之通布告相成候条此旨布令候事

明治十一年八月廿一日

堺 県

一六 売薬検査出願についての布達

県甲第九号

3 布告・布達類

売薬検査出願ノ節該区戸長ノ奥印而已ニテ差出候分モ有之処往々不取締ノ儀モ有之候条自今必ス医務取締連印ノ上可願出且其発売ノ許否指令ニ及候上ハ必ス本人ヨリ其旨医務取締へ通報可致此旨布達候事

但願人住所該区事務所へ遠隔シ往返困難ナルヨリ医務取締ノ奥印而已ニテ願出候儀ハ従前ノ通不苦候事

明治十二年十月十日

堺 県

一七 売薬行商鑑札ほかの交付についての布達

輪甲第拾五号

式上郡 式下郡

十市郡 宇陀郡

煙草^{仕入}出^売鑑札及売薬行商鑑札下ケ渡出願之節ハ最前受得タル免許鑑札写相添可願出此旨為心得相達候事

明治十三年七月十四日

郡長滝口帰一

一八 売薬規則の一部削除・追加についての布告

第貳拾六号

明治十年^{月一}第七号布告売薬規則第十六条及第二十三条中左ノ通删除追加条此旨布告候事

明治十四年四月二十六日

左大臣熾仁親王

第十六条 売薬営業者ノ下〔及ヒ請売者〕ノ五字并〔売薬請売鑑札料〕〔売薬行商鑑札料〕ノ二項删除

第廿三条 無鑑札ニテ営業スル者ノ下〔又ハ営業者ニシ

テ私ニ請売者ニ薬剤ヲ調製セシムル者又ハ請売者自ラ之ヲ調製スル者〕ノ三十八字追加

一九 製薬取締規則の創定についての布達

甲第百貳拾壹号

今般製薬取締規則別冊之通創定来ル七月一日ヨリ施行候

条此旨布達候事

大阪府知事宛

但、明治九年第四百拾四号布達製藥免許手續ハ廃止ト
可相心得事

第三条 試験之上良品ナルモノハ内務省免許鑑札并試験
成績告示書ヲ交付スヘシ

明治十四年六月五日

大阪府知事 建野郷三

但シ製造充分ナラサルモノハ本人ノ志願ニヨリ司藥
場ニ於テ製煉法ヲ伝受スルヲ得ヘシ

製藥取締規則

第四条 製造品販売ノ節ハ必ス容器ヲ封緘シ商標ヲ貼付

第一条 医用并職工用ヲ問ハズ凡テ藥品ヲ製鍊セント欲

スヘシ開封セシモノ又ハ商標ナキモノハ之レヲ販売ス

スル者ハ此規則ヲ確守ス可シ

ルコトヲ許サス

第二条 製造人ハ左ノ雛形ニ倣ヒ願書三通ヲ作り製品并

第五条 商標ハ国字ヲ以テ官許ノ文字藥名各国局法（醫

製法書相副ヘ当府ヘ差出ス可シ

ハ英国局法ニ從フ者ハ英ノ字ヲ記スルガ如シ）及ヒ其住所

願書雛形

姓名ヲ記シ並ニ毒劇藥ハ其記号ヲ冒書スベシ尤明治十

一藥名

年内務省甲第七号布達司藥場検査印紙ニ類似ノモノハ

右藥品御試験ノ上製造御許可被成下度此段奉願候也

之レヲ貼用スルコトヲ許サス

何郡区

但本文ノ文字ハ国字洋文ノ再称記載スルハ妨ケナシ

年月日

何番地或ハ寄
留原籍并族籍
製造人姓名 印

ト雖モ洋文ノミヲ書スベカラズ

前書之通相違無之候間奥印仕候也

第六条 商標及封緘ニ用フル印紙ノ類ハ製品販売ノ前当

所在地戸長并衛生委員

府ヘ見本ヲ差出シ認可ヲ得ベシ

姓名 印

第七条 免許鑑札紛失毀損スルカ或ハ改名転籍セシトキ

ハ其理由ヲ詳記シ更ニ書換ヲ請フ可シ

但シ免許鑑札ハ其業ヲ廃スル乎或ハ死去スルトキハ

速ニ之ヲ返納スヘシ

第八条 製造人他管へ転籍又ハ寄留セント欲スルトキハ

其旨届出ヘシ

第九条 他管ニ於テ既ニ製造免許ヲ得タル者ト雖モ管内

ニ転籍寄留シ營業セント欲スルトキハ免許状写及ヒ商

標封緘用印紙等差出シ認可ヲ得ベシ

第十条 製造人者半年分ノ藥品製造并ニ販売高ヲ毎年兩

度^{七月}当府へ届出スヘシ

第十一条 製品取締ノ為メ時々其掛リノ者ヲシテ検査セ

シムル事アルベシ

二〇 売薬營業願提出の注意についての布達

甲第百六拾七号

売薬營業願ノ儀ハ予テ布達候通藥品分量製法用法服量主

治効能等詳細ニ記載可致筈ノ処近来漏漏ノ願書差出候向

往々有之検査上差支不尠候ニ付左ニ掲クル要領ノ廉々篤

ト注意ノ上相認メ候様可致此旨布達候事

明治十四年八月廿二日 大阪府知事建野郷三

一 和漢薬名ハ原名本字ヲ用ヒ当テ字誤字ノナカラシメン

コトヲ要ス

一 製法ハ丸薬膏薬水薬薬浴剂散薬煎薬等其調剂ノ法方ヲ

明記スルヲ要ス

一 用法ハ其内外ヲ問ハズ詳記スルヲ要ス

一 服量ハ頓服量及ヒ一日ノ用量ヲ分記スルヲ要ス

一 主治効能ハ病名ヲ一点打ニ記載スルヲ要ス

二一 売薬營業免許鑑札更新についての布達

甲第百三拾六号

売薬營業免許期限ハ明治十年^{月一}第七号公布売薬規則第一

章第八条ノ通鑑札^(免)面許可年月ヨリ起算シ滿五ケ年(假令

ハ本年七月中ノ許可ナレハ十九年六月滿期ニ当ルノ例)ヲ経過

スルトキハ免許ノ効力消滅スルハ勿論ノ儀ニ付引続營業

致度者ハ右期限当月内ニ鑑札書換可願出此旨布達候事

明治十四年十一月十五日

大阪府知事

三 売薬営業者廃業届出についての布達

甲第式百六拾五号

和泉国

河内国

大和国

売薬営業者廃業届出候節請売行商者ノアルモノハ其国郡
区町村番地号姓名等詳細相認メ差出スベク尤モ右等無之
向ハ其旨記載スヘシ此旨布達候事

明治十四年十二月十九日

大阪府知事建野郷三代理

大阪府少書記官遠藤達

三 薬舗・薬種商取締規則についての布達

甲第三十五号

薬舗并薬種商取締規則別紙之通相定メ来ル五月一日ヨリ
施行候条明治十二年当府天第百五十七号ヲ以テ相達候該
規則ハ右施行之日ヨリ廃止候儀ト可相心得此旨布達候事

明治十五年四月十七日

大阪府知事建野郷三

薬舗并薬種商取締規則

第一章

総則

第一条 薬舗并薬種商ハ官ノ許可ヲ受ルニアラサレハ營

業ヲ為ス可カラス

第二条 薬舗并薬種商ノ者若シ改姓名スルトキハ免状鑑札書

換ヲ請ヒ且水火盜難等ニ因リ免状鑑札ヲ毀失シタルトキハ

其事由ヲ詳記シ更ニ願受ヘシ

第三条 廃業或ハ死亡或ハ他府県へ転籍スルトキハ直ニ

免状鑑札ヲ返納スヘシ但シ内務省免許ノ薬舗ニシテ他府県

へ転籍スル乎或ハ開休業スルトキハ其旨届出ヘシ

第四条 総テ薬品ニハ其名称ヲ詳記シ且毒薬ハ毒ノ字劇

薬ハ劇ノ字ヲ朱書シ別ニ棚又ハ箱等ニ容レ他ノ薬品ト

混同スヘカラス

第五条 薬名ノ記載ナキ者ハ勿論疑ハシキ者ハ販売ヲナスヘカラス

第六条 臨時官吏ヲ派出シ薬品及容器等ノ検査ヲ為スコトアルヘシ

コトアルヘシ

第二章

薬舗

第七条 薬舗ハ医師ノ処方書ニ因テ調剤ヲ為スモノトス

但シ薬種商ヲ兼ルモ妨ナシ

第八条 新ニ薬舗タラント欲スル者ハ左ノ書式ニ因リ郡

区役所ヲ経テ府庁ヘ願出ヘシ

但シ官立学校ニ於テ製薬学ヲ卒業シ其卒業証書ヲ所持

スル者ハ試験ヲ要セズ其証ノ写ヲ添ヘ願出ヘシ

薬舗開業願

国郡村
区町番地

族籍

何某

何年何ヶ月

私儀今般府下何郡区何町村何番地ニ於テ薬舗開業仕度

候間〔御試験ノ上〕(本文但書ノ証書ヲ所持スル者ハ此五字ヲ刪ス)免状御下付被下

度履歴書相添此段奉願候也

年月日

右

何 某 印

前書之通出願候ニ付奥印仕候也

衛生委員全 印

戸 長全 印

大坂府知事宛

第九条 医師ノ処方書中薬名不明瞭又ハ其分量等不適当

ト認ムルトキハ之ヲ処方主ニ質シ了解ヲ得テ後調剤ス

ヘシ

第十条 薬剂ノ容器及包袋等ニハ其処方及用法ハ勿論患

者ノ姓名ヲ詳記シ且薬舗主ノ住所姓名アル印ヲ捺スヘ

シ

第十一条 処方書中医師ノ住所姓名年月日捺印及ヒ患者

ノ住所姓名年齢等ナキ者ハ一切調剤ヲ為スヘカラス

第十二条 調剤ヲ為シタル処方書ニハ調剤者ノ検印ヲ捺

シ之ヲ集綴保存シ置キ臨時派出官吏ノ点検ニ供スヘシ

第十三条 試験科目及試験手續左ノ如シ

第一 試験科目ハ

算術 物理学 化学 薬物学 処方学

各大意

第二 試験ヲ分テ記載及ヒ口頭ノ二トス

第三 記載試験ハ一科二問題トシ一題ヲ二時間以内ニ

答記セシメ口頭試験ハ専ラ実物ニ就キ試験(驗)スル者ニ

シテ一科一時間ヲ踰ユベカラズ

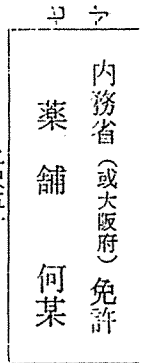
第四 受験人ハ筆墨ノ外書籍等ノ携帯ヲ許サス且一問

ノ答記了ラサル間ハ其席ヲ離ルベカラズ

第五 試験開場ハ毎年一四七十ノ四ヶ月ト定メ其場時

日等ハ予メ広告スベシ

第十四条 薬舗ハ左ノ看板ヲ店頭ニ掲クベシ



二尺五寸

第三章

薬種商

第十五条 薬種商ハ各種ノ薬品ヲ売買スル者トス

第十六条 新ニ薬種商タラント欲スル者ハ郡区役所ヘ願

出鑑札ヲ受クベシ

第十七条 薬種商ハ医師ノ処方書ノ有無ニ拘ラス調剤ス

ルヲ許サズ

第十八条 明治十三年第一号公布薬品取扱規則第二類毒藥

第三類劇藥ノ薬品ヲ小売若クハ授与スルトキハ該規則ヲ

遵守シ適応ノ器ニ容レ封印ヲナシ必ス其薬名ヲ記シテ

毒或ハ劇ノ字ヲ朱書スヘシ

第十九条 前条ノ第二類第三類ノ薬品ヲ販売若クハ授与

ノ際受取タル証書ハ集綴保存シ置キ派出官吏ノ点検ニ

供スヘシ

二 驅虫・養蚕ノ薬品発売にともなう取扱いについての

告示

示第五十五号

近来驅虫又ハ養蚕ノ需用ニ供スル薬品発売之者往々有之

趣ニ相聞元来田園ノ驅虫法ハ精密ナル學術及ヒ実験ノ考

査ヲ要スルニ非ンハ完全ノ効ヲ奏シ難シ又養蚕ノ法ハ專

ラ技術ノ巧拙ニ関シ殊ニ桑樹ノ種類栽培ノ良否ニ係ハル

カ故漫ニ売薬ニノミ偏信シ反テ緊要ノ注意ヲ欠クカ如キ者有之テハ殖産ノ盛衰ニ影響ヲ及ホス不尠候条当業者ニ於テ予メ注意可致此旨告示候事

明治十五年五月廿六日 大阪府知事建野郷三

三 売薬印紙閲覧についての布達

第貳拾八号

今般第五拾壹号ヲ以売薬印紙税則布告候ニ付テハ印紙別紙見本ノ通相定ム
右布達候事

明治十五年十二月二十一日 太政大臣三条実美

大藏卿 松方正義

本文印紙見本ハ府庁及ヒ郡区役所ニ備置候条就テ閲覧スヘシ

大阪府

三 薬舗ほかの開業試験志願についての告示

示第拾五号

来ル四月医師及薬舗開業試験候条志願ノ者ハ本月二十八日限り当庁へ願出ヘシ此旨告示候事

明治十六年二月八日 大阪府知事建野郷三

三 売薬営業者・請売者・行商者の心得についての布達

甲第二十号

客年第五十一号ヲ以テ売薬印紙税規則公布相成候ニ付テハ売薬営業者請売者行商心得左ノ通り相定候条此旨布達候事

明治十六年四月廿八日 大坂府知事建野郷三

一 売薬営業者及請売者行商者ノ所持スル薬品及売薬営業者ノ所持スル帳簿ハ隨時主任官吏ヲシテ之ヲ調査セシ

ムルニ付該業者ハ其所持スル藥品及ビ帳簿ヲ検査官吏
ニ差出シ調査ヲ受ク可シ

一 藥品及帳簿ハ検査官吏各店舗ニ就キ之ヲ点検ス可シ但
便宜ニ從ヒ尋寄郡区役所戸長役場又ハ行商者ノ止宿所
等ニ就キ点検スルコトアル可シ

一 製薬場并藥品蓄蔵及ヒ該機等ヲ檢視スルコトアル可シ
但シ検査ノ上ノ都合ニ因リ臨機他ノ場所ヲモ檢視スル
コトアル可シ

一 検査官吏ハ当庁ノ印章ヲ携帯シ營業者ノ求メニ応シ之
ヲ示ス可シ

一 營業者請売者不在又ハ事故アル時者相当ノ代人ヲ置ク
可シ

一 売薬營業者ハ売薬売捌帳ニ毎種藥品製造高並売渡高ヲ
登記シ売薬印紙買入帳ニ毎種印紙買受高並印紙売捌人
ノ住所氏名等ヲ登記シ月計ヲ記載シ置ク可シ

二六 売薬印紙取扱い調査巡回についての告示

示第九十九号

売薬印紙調用方検査之為不日主任官吏巡回セシム可ク候
条此旨告示候事

明治十六年四月廿八日

大坂府知事建野郷三

二九 薬舖ほかの開業試験志願についての告示

示第貳百三号

来ル十月医師薬舖及産婆開業試験開場候条志願ノ者ハ本
月二十日限り当庁へ願出ヘシ此旨告示候事

明治十六年八月一日

大阪府知事建野郷三

三〇 薬舖ほかの開業試験志願についての告示

示第貳百四拾号

来ル十七年一月医師薬舖及産婆開業試験開場候条志願ノ
者ハ十一月二十日限り当庁へ願出ヘシ此旨告示候事

明治十六年十月廿二日 大阪府知事建野郷三

三 薬舗ほかの開業試験志願についての告示

示第四百拾壹号

来ル九月中旬薬舗及産婆開業試験挙行候条志願ノ者ハ修
 学履歴書相添へ来ル八月中願出へシ
 右告示候事

明治十七年七月四日 大阪府知事建野郷三

四 売薬の新規、休・廃業綴 (奈良県薬事指導所蔵)

(表紙)

明治十七年 自七月至十二月
 売薬書類編 冊
 大坂府衛生課

第一号	大効湯	廃業	佐野久吉
第二号	龍虎丹	〃	森山藤平
第三号	麝香丸	〃	佐野熊吉
第四号	はつね膏薬	〃	前川亀蔵
第五号	百治湯	〃	今江周治
第六号	神宝丹	〃	受田泰盛
第七号	龍虎湯	〃	福居頭三
〃	五香湯	〃	〃
第八号	錢膏薬	書換	田中小里う
第九号	調腫散	〃	森啓治
第一〇号	<small>健胃 補血</small> 胃散	新規	柳生庄蔵
第一一号	黒丸子	〃	大越弥七
第一二号	安心湯	〃	小西慶寿郎
第一三号	葛根湯	〃	玉置基彦
第一四号	神光丹	休業	下村文裁
第一四号	晴眼散	〃	〃
第一五号	奇妙丸	新規	奥野弥造
第一六号	金水円	満期書換	鼓阪荐海

第一七号	金水円	廃業	全	第三二号	五宝丹	満期書換	角田喜代松
第一八号	膏藥	新規	岡田 清吉	第三三号	明治湯之汪	新規	米田伝七郎
第一九号	藕命散	"	中 安太郎	第三四号	快神湯	廃業	吉村 忠吉
"	三能丸	"	全	第三五号	百濟膏	新規	竹村 玄可
"	万応丸	"	全	第三六号	セメン丹	"	菱田吉太郎
"	セメンエン	"	全	第三七号	セメンエン	"	村井定次郎
第二〇号	快膈丹	"	阪本仙太郎	第三八号	藕命散	"	島田喜八郎
第二一号	薬湯	新規	岡田 米蔵	"	五光丸	"	全
第二二号	枕下薬	廃業	沢辺 良吉	"	セメンエン	"	全
第二三号	活脹散	"	浦 典相	"	奇応丸	"	全
第二四号	セメンエン	新規	野木 市次	"	宝丹丸	"	全
第二五号	靈液	"	市口重三郎	"	肝涼円	"	全
第二六号	中風ノ葉	廃業	突田 又吉	"	感応丸	"	全
第二七号	調腫散	譲渡	森 喜太郎	第三九号	^{三黄} 快通丸 _{下毒}	"	青木 新護
第二八号	発汗湯	新規	神沢 カネ	第四〇号	玉宝膏	"	高井 たつ
第二九号	小兒散	"	全	"	友恵膏	"	全
第三〇号	健胃丸	"	全	第四一号	朱雀水	廃業	水野 沢斉
第三一号	セメンサン	"	谷口 キク	第四二号	金瘡油	新規	岡本亀太郎

3 布告・布達類

第四三〇号	五光丸	廃業	辻本清三郎	〃	〃	セメン糖	〃	全
〃	セメンエン	〃	〃	〃	〃	即活膏	〃	全
第四四号	熊胆丸	〃	安田彦四郎	〃	〃	五光丸	〃	全
〃	肝涼円	〃	〃	〃	〃	白龍円	〃	全
〃	万金丹	〃	〃	第五一号	〃	白丁浸	〃	橋本 一郎
〃	奇応丸	〃	〃	第五二号	〃	産后跡腹薬	〃	山岡甚三郎
〃	セメンエン	〃	〃	第五三号	〃	目薬活眼水	廃業	村田甚次郎
〃	蕪命散	〃	〃	第五四号	〃	蘇命散	新規	増田 長平
第四五号	三光丸	〃	〃	〃	〃	千金丹	〃	全
〃	咳嗽薬	新規	島越興七郎	〃	〃	宝丹丸	〃	全
第四六号	胎毒薬	〃	浅田 治平	第五五号	〃	ほし取目薬	鑑札書換	稲岡 半市
第四七号	順血龍王湯	廃業	河井 精三	〃	〃	延寿坊目薬	〃	全
第四八号	救散	新規	吹田 楯石	第五六号	〃	宝丹	譲渡	豊田 伊六
第四九号	正セメンエン	〃	壺井 熊吉	第五七号	〃	陀羅尼助	書換	花谷六太郎
第五〇号	蕪命散	〃	朱田 弥平	第五八号	〃	緩炎丹	満期書換	服部佐平次
〃	セメンエン	〃	〃	第五九号	〃	鎮静散	〃	吉川 正脩
〃	延命丸	〃	〃	第六〇号	〃	龍王湯	〃	全
〃	正熊胆円	〃	〃	第六一号	〃	セメンエン	廃業	中村久三郎

第六二号	生津散	新規	吹田 檣石	肝涼円	全	飛鳥 貢
第六三号	癩病丸	三ツ橋甚次郎	第七二号	癩瘡湯	飛鳥 貢	
第六四号	目洗薬	萩原喜七郎	第七三号	胎毒薬	森野 藤太	
第六五号	延寿丹	全	第七四号	陀羅尼助	辻 半七	
第六六号	救命湯	杉本 由平	第七五号	宝丹丸	半田治郎平	
第六七号	麝香丸	田中 宇平	神効丸	セメン糖	全	
〃	蘇命散	全	第七六号	三光丸	新規	阪田 金蔵
〃	奇心丸	全	第七七号	ムシ下シ	全	
第六八号	セメンエン	全	第七八号	流気湯	全	
第六八号	ヒスミット散	神沢 カネ	第七九号	豊心丹	全	
第六九号	蕪命散	池口喜之松	第八〇号	疝気薬	萩原喜七郎	
〃	貴一丸	全	第八一号	蕪命散	武村 文治	
〃	セメンエン	全	〃	豊一丸	〃	
第七〇号	麝香丸	全	〃	セメンエン	〃	
第七〇号	金命丸	廃業	〃	麝香丸	〃	
〃	人参順調湯	全	〃	万金丹	〃	
第七一号	宝丹丸	新規	野木 市次	金命丸	内藤領太郎	
〃	万金丹	全	第八二号	〃	〃	

3 布告・布達類

第九七号	七疝湯	〃	中谷吉五郎	〃	熊胆円	〃	全
第九六号	七味順血散	廃業	堀内藤四郎	〃	麝香丸	〃	全
第九五号	感応丸	新規	阪田 金蔵	〃	肝凉円	〃	全
第九四号	調腫散	満期書換	泉谷 織平	第一一二号	蘇命散	〃	藤井与市郎
第九三号	救命丸	〃	中嶋太兵衛	第一一一号	貴調痢丸	〃	全
第九二号	紫金錠	新規	末吉 久治	第一一〇号	蘓命散	新規	谷口 キク
第九一号	七宝一妙飲	廃業	福井 伝平	第一〇九号	熊胆丸	廃業	中島太三郎
〃	安栄湯	〃	〃	第一〇八号	セメンエン	〃	前部 源造
第九〇号	金瘡湯	満期書換	森尾 定男	第一〇七号	即治丸	〃	全
〃	天寿丸	〃	全	第一〇六号	蘓命散	〃	全
第八九号	松山和中散	廃業	田仲 宗悦	第一〇五号	セメンエン散	満期書換	末吉 久治
第八八号	正産湯	満期書換	杉原 静庵	第一〇四号	理中丸	〃	藤田 む免
第八七号	不換金正気散	〃	杉本 由平	第一〇三号	導経丸	新規	阪本 真吉
第八六号	解毒湯	〃	森川 仁平	第一〇二号	治癩丸	廃業	太田 梅吉
第八五号	五臟丹	新規	藤田 む免	第一〇一号	治癩丸	新規	太田 真海
第八四号	万金丹	廃業	井出 良造	第一〇〇号	参著調血湯	〃	杉村 泰蔵
第八三号	中風薬	〃	筑田 又吉	第九九号	延命散	廃業	橋本 宗平
〃	人参順調湯	〃	全	第九八号	無色沃実謨丁幾	新規	岡田 嘉作

第一一三号	大明膏	廃業	松村 甚八	第一二六号	安柴湯	吉本 信造
第一一四号	ユヒ薬	鑑札書換	松倉槌三郎	第一二七号	真珠散	小沢 覚誠
第一一五号	天元丹	廃業	平井 顔亮	第一二八号	散震丹	藤田 忠八
第一一六号	保神錠	廃業	菱田吉太郎	"	肝凉円	全
第一一七号	三光調痢丸	新規	山口清五郎	第一二九号	目洗薬	萩原喜七郎
第一一八号	人参調今丹	廃業	宮本 善吉	"	延寿円	全
第一一九号	セメンエンサン	"	松村安次郎	第一三〇号	神教油	筒井 長治
第一二〇号	待乳膏	"	森 トミエ	第一三一号	保寿丸	福井牛之介
第一二一号	即治膏	"	村井定次郎	第一三二号	薬湯	樋口菊次郎
第一二二号	強壯膏	"	松本 立伯	第一三三号	徴毒薬	吉村 茂平
第一二三号	蛇黄丸	"	沢井徳三郎	第一三四号	産ノ薬	本多 実誠
第一二四号	宝丹	"	中島太兵衛	第一三五号	薬湯	谷田 織平
"	肝凉円	"	全	第一三六号	産前調血湯	平田 大三
"	薬王丸	"	全	第一三七号	奇応丸	安田 儀平
"	解毒丸	"	全	"	万金丹	全
"	延寿丹	"	全	"	貴一丸	全
"	正気湯	"	全	"	麝香丸	全
第一二五号	疥癬薬	"	前田 藤松	"	紫金錠	全

第一五九号	三味発汗飲	〃	全	〃	保命円	〃	全
第一六〇号	会芳湯	讓渡	植田貞八郎	第一七三号	麝香丹	〃	塚原嘉造
第一六一号	一天丸	〃	井藤利吉	〃	千金丹	〃	全
第一六二号	発汗湯	廃業	神沢カネ	〃	白明膏	〃	全
第一六三号	健胃丸	〃	全	〃	熊胆円	〃	全
第一六四号	小児散	〃	全	〃	安神散	〃	全
第一六五号	清眼散	〃	米田孫三郎	第一七四号	順気養血散	満期書換	植家伊之松
〃	御目あらい薬	〃	全	第一七五号	松寿丸	鑑札書換	楠八二二
〃	清眼湯	〃	全	〃	セメンエン	〃	全
第一六六号	宝丹	〃	大塚篤忠	〃	黒丸子	〃	全
〃	歯痛散	〃	全	第一七六号	麝香感応丸	改正	山口清五郎
第一六七号	春日清浄円	〃	児玉又作	第一七七号	白玉膏	新規	久保栄吉
第一六八号	<small>痼痛 こゝろよく通申丸</small>	〃	中村要市	第一七八号	和腫膏	〃	全
第一六九号	駆邪湯	〃	楠八一三	第一七九号	人参建徳円	〃	萩原喜七郎
〃	熊三丸	〃	全	第一八〇号	バジリ発泡膏	〃	全
第一七〇号	解毒湯	新規	中川長五郎	第一八一号	立効散	〃	市口重三郎
第一七一号	セメンエン	〃	阪田金蔵	第一八二号	宝丹丸	鑑札書換	西仲武一
第一七二号	開達飲	廃業	中谷駒市	〃	蘇命散	〃	全

3 布告・布達類

第一八八号	第一八七号	第一八六号	"	"	"	"	"	"	第一八五号	第一八四号	"	"	第一八三号	"	"	"
蒸気浴	薬湯	合薬	奇応丸	寛中散	三胆丸	蘇命散	テング丸	セメン塩	肝涼円	清眼膏	紫金錠	黒丸子	万金丹	奇応丸	セメンエン	金光丹
"	"	新規	"	"	"	"	"	"	譲渡	"	"	"	廃業	"	"	"
中村権次郎	坪倉 嘉蔵	山中 五平	全	全	全	全	全	全	百済 善吉	井爪友四郎	全	全	木村 九平	全	全	全